

豊丘村農業委員会会議録（9月）

1 開会日時 平成30年9月25日（火） 午前9時30分～

2 開会場所 役場2階 全員協議会室

3 出席者

△…遅刻 □…早退 ×…欠席

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	宮下 幸一	○	11	片桐 緑	○
2	小澤 悦子	○	12	丸山 恒夫	○
3	原 直子	○	13	代田 務	○
4	丸山 昭臣	○	14	松村 雄一	○
5	三澤美恵子	○	15	井坪 右	○
6	酒井 富義	○	16	菅沼 忠	○
7	原 豊	○	17	篠塚 努	○
8	松村 明彦	○	18	松尾 徹	○
9	壬生 善廣	○	19	壬生 和巳	○
10	春日 健司	○			

4 参与者 営農センター 鹿角
地域連携推進委員 北澤
普及センター 森野
移住定住専任 欠席

5 事務局 片桐・松村・唐澤

6 議事 別紙のとおり

7 閉会時刻 午前11時30分

※午後2時から、北部ブロック農業委員会総会あり（高森町）

議長 _____

署名委員
12番 _____

13番 _____

事務局長	開会
会長	<p>会長あいさつ</p> <p>日本中が災害で荒れておりますが、災害に遭われた地域につきましては心よりお見舞い申し上げます。先般の台風につきましても、豊丘村においては被害なしということでしたが、実際はすれなどで出荷できない果実も多いところ。また、このところの雨で稲刈りがなかなかできない状況であります。</p> <p>今日は、朝からお集まりいただき定例会を行ったあと、午後からは北部ブロックの農業委員会総会に出ますので、午前中の審議がスムーズにいけますようご協力をお願いします。</p>
事務局長	<p>以降につきましては、会長の進行によりお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名は12番・13番を指名。</p> <p>それでは議事に入ります。議案(1)農地法に基づく申請の審議について。第3条、第5条について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第3条の届出No.2(附属農地)について、事務局朗読。</p> <p>その後、地元委員から詳細説明。</p>
10番(春日)	<p>譲受人は非農家で、本来ならば下限面積がクリアできず農地を取得することはできませんが、この申請につきましては資料のとおり空き家に付属した農地ということで、申請に問題ないと判断しました。現在はキウイフルーツが植えてあり、しばらくはそのキウイフルーツを栽培しますが、いずれは他のものに植え変えたいということでした。また、将来は、譲受人の子供さんが住む予定のようですが、取得する農地は守っていただきたいということを申しました。</p>
議長	<p>何か質問はございませんか。</p> <p>地図を見ると、隣地が山のようなようですが、対象農地は大丈夫ですか。</p>
10番(春日)	<p>現状は、対象の農地まで竹やぶが迫ってきており、キウイフルーツもあまり管理していない様子でした。これからは、耕作するようお願いしました。</p>
議長	<p>本案件について、採決をとります。原案どおり認める農業委員の挙手を求めます。(全員挙手)全員賛成で認められました。続きまして、第5条に移ります。</p>
事務局	<p>第5条の届出No.11について、事務局朗読。</p> <p>その後地元委員から詳細説明。</p>
7番(原)	<p>教員住宅と一般住宅の間になりますが、施設の職員と一緒に現地確認を行い、特別問題ないと判断しました。</p>
議長	<p>只今の件について質問意見はありますか。(質問、意見無し)</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成で認められました。</p>

事務局	<p>続いて第5条の届出No.12について説明をお願いします。</p> <p>第5条の届出No.12について事務局朗読。</p> <p>その後、地元委員から詳細説明。</p>
2番（小澤）	<p>この案件につきましては、不動産屋さんが見えて、すぐ印鑑をほしいと言われましたが、こちらとしては公図や登記簿謄本などの書類を揃えてからきてほしいとお願いしました。根抵当がついている農地でもあったので、書類にて確認をしたいとお願いしましたが、不動産屋さんは「役場では承知していることなので」という返事でした。</p>
	<p>9月13日に農業委員・隣地住民・事務局の3人で現地確認を行ったわけですが、隣地の方の話ですと、対象農地は沼地の状態で水路から水が流れているそうです。水路は当初「畑田井」と聞いておりましたが、公図では「用悪水路」となっております。隣地の同意書もあり、条件的には書類が揃っていました。業者さんはとにかく農業委員の印鑑を押して欲しいと言ってきましたが、どこまで認めて良いものか迷いました。また、対象農地と隣接する農地はとにかく草だらけで、土地の状態がわからないため状況によっては盛土をして欲しいということもお願いしました。雨水が郵便局の方から流れてくるため、それから、面積が少し大きいのではと話したところ、業者さんからは「それもクリアできる」という返事でしたので、農業委員として印鑑を押しました。</p> <p>やはり、2日だけで農業委員の印鑑を押すのは無理なことです。認めざるを得ない状況でした。今後このような場合はどうしたら良いのでしょうか。事務局からはどうですか。</p>
議長 事務局	<p>面積が500㎡を超えることについては、対象農地が不整形地であるなどの理由で、条件をクリアする場合があります。今回の農地については、とにかく草が茂っており地形や土手の状態なども判断できず、事務局からも再三確認をさせていただきました。「このような状態で転用の手続きをすることについて制限はなく、譲受人とは話しができています」という業者からの言葉もあり、検討地の一覧表など追加資料の提出を求めて申請を受け付けたところです。短期間で意見書を求められる件については、事務局からも厳重に注意をしていきたいと思えます。</p>
9番（壬生）	<p>ここはかなり湿気っぽいと思う。埋め土はどのくらいとか、具体的なことは聞いていますか？</p>
2番（小澤）	<p>埋め土はやってみないとわからないので、工事をしながらその都度対応していくということでした。西側の石積みも隣地の方まで行っており、心配しています。これについては、法面はきちんとしてほしい旨の確約書を書いてもらいました。また、もう一方の隣接する農地には井水の水が入ってあふれているため、土手をきって水を戻していたという現状もあるので、相当盛土しないと宅地にするには難しいという話しも業者にしてあります。進</p>

	<p>入路も赤線と青線に蓋をしてあるため、難しい場所です。業者の方は、きちんとお施主に説明してあるのか、お施主の方はどう考えているか、とても心配です。</p> <p>また、奥に農地がありますが、この畑の耕作者の進入路についても心配です。さらに、下水道等の工事については、狭い道に鉄板をひいて行き、奥に住む方の迷惑にならないようにするようです。</p>
<p>12 番 (丸山) 事務局長</p>	<p>埋め土はその都度と言っているようだけれど、西側の家もあることだし、計画的にやってもらったほうが良いと思います。</p> <p>隣接農地は遊休地なので、どうしようもないと思いますが、この後の土地利用が難しいと思います。</p>
<p>6 番 (酒井) 議 長 事務局</p>	<p>農業委員会で宅地のことまで心配する必要はないと思いますが、条件が悪いのは、気の毒だと思います。</p> <p>事務局は業者にどの様に対応しましたか。</p> <p>事務局でも、業者 2 社に対して詳細まで確認をしましたが、「それぞれにプロなんだから、状況をみて対応していきます」と言われたため、「くれぐれもお願いします」という指導しかできませんでした。</p>
<p>7 番 (原) 6 番 (酒井) 議 長</p>	<p>農地として考えた時には、決して優良な農地ではないと思います。</p> <p>確かに宅地としては大変な場所ですが、転用としては認めざるを得ないのではないのでしょうか。</p> <p>只今の件について質問意見はありますか。(質問、意見無し)</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成で認められました。</p>
	<p>予定していた案件の審議は以上です。</p> <p>協議事項及び諸報告</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 賃借料情報について (2) 優良農業者の推薦について (3) 長野県選出国會議員との地区別懇談会への提出課題について (4) 各種委員会報告 (5) 9 月農地相談報告 (電話等) (6) 営農センター・普及センター・移住定住専任から (7) その他 <p>次回農業委員会 平成 30 年 10 月 24 日 (水) 午後 1 時 30 分から</p>